

○石川県警察指掌紋取扱いに関する訓令

平成11年8月2日
石川県警察本部訓令第19号

改正 平成12年12月28日石川県警察本部訓令第22号
平成19年1月11日石川県警察本部訓令第1号

石川県警察指掌紋取扱いに関する訓令を次のように定める。

石川県警察指掌紋取扱いに関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、石川県警察における指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）の取扱いその他運用について必要な事項を定めるものとする。
(指掌紋取扱業務の基本方針)

第2条 指掌紋の取扱いに当たっては、捜査活動の円滑化のために関係所属が相互に協力して指掌紋取扱業務の効率化に努めなければならない。
(指掌紋記録等の作成)

第3条 本部の犯罪捜査を担当する所属の長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、規則第3条の規定による指掌紋記録等の作成に当たっては、適正な押なつに努め、被疑者の身上事項の記録又は記載に誤りのないよう努めなければならない。

2 警察署長等は、ライブスキャナの障害等により指紋記録及び掌紋記録を作成できないときは、黒インクにより指紋資料及び掌紋資料（以下「指掌紋資料」という。）を作成しなければならない。
(現場指掌紋等の採取及び送付)

第4条 警察署長等は、現場指紋及び現場掌紋（以下「現場指掌紋」という。）を採取したときは、採取証拠資料の立証措置を確実に講じ、協力者指紋及び協力者掌紋（以下「協力者指掌紋」という。）を添えて鑑識課長に送付しなければならない。
(現場指掌紋の処理)

第5条 鑑識課長は、現場指掌紋の送付を受けたときは、規則第6条第2項の規定により、直ちに協力者指掌紋との対照を行い、遺留指紋及び遺留掌紋（以下「遺留指掌紋」という。）の有無を当該現場指掌紋を送付した警察署長等に回答しなければならない。

2 鑑識課長は、遺留指掌紋と指掌紋記録等の対照を積極的に行い、該当者を確認したときは、当該現場指掌紋を送付した警察署長等に回答しなければならない。
(遺留指掌紋の保管及び利用)

第6条 鑑識課長は、前条第1項の規定により回答したときは、当該回答に係る遺

留指掌紋を年次別及び受理番号順に保管しなければならない。

- 2 警察署長等は、前条第1項の規定により遺留指掌紋に関する回答を受けたときは、規則第8条第1項の規定により指名照会を励行し遺留指掌紋の活用に努めるものとする。

(指掌紋情報の管理)

第7条 警察職員は、指掌紋取扱業務に従事したときは、個人情報保護の重要性を認識し、その適正な取扱いに配慮するとともに、職務上知り得たことをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(実施細目)

第8条 この訓令の実施のため必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年8月2日から施行する。

(掌紋および一指指紋採取犯罪の指定に関する訓令の廃止)

- 2 掌紋および一指指紋採取犯罪の指定に関する訓令（昭和44年石川県警察本部訓令第14号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行前に作成された指掌紋資料に係る訂正及び処分結果については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月28日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成19年1月11日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月11日から施行する。